

**冬をテーマにした札幌暮らしプロモーション業務
公募型企画競争提案説明書**

1 業務の名称

冬をテーマにした札幌暮らしプロモーション業務

2 業務の目的及び内容

冬をテーマにした札幌暮らしプロモーション業務仕様書【別添1】のとおり。

3 業務委託契約の概要

- (1) 契約方法 公募型企画競争により選定された契約候補者との随意契約

※具体的な契約内容については、契約候補者と札幌市との交渉を通して決定するものとし、協議が整った場合に随意契約にて契約を締結する。その手続きについては、札幌市契約規則による。なお、企画提案の内容をもって契約するものとは限らない。

※契約候補者との交渉が不調に終わった場合、選考において次点とされた者と交渉する場合がある。

- (2) 告示日 令和6年9月17日（火）

- (3) 履行期間 契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

- (4) 予算規模 本業務の上限は、11,000,000円とする（消費税及び地方消費税を含む）

※契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

4 参加資格

入札参加者は次の条件をすべて満たすものとする。

- (1) 札幌市競争入札参加資格審査等取扱要領第9条1項に規定する札幌市競争入札参加資格名簿（物品・役務）に登録されている者（以下「資格者」という。）であること。ただし、資格者でない者であっても、以下に定める書類を提出し、所定の審査を経た上で、参加することができる。

提出書類	備 考
1 申出書	・別紙様式
2 登記事項証明書	・現在事項証明または全部事項証明 ・写し可
3 財務諸表	・損益計算書及び貸借対照表 ・直近2期分
4 納税証明書 (市区町村税)	・本店の所在地の市区町村が発行するもの ・写し可
5 納税証明書 (消費税・地方消費税)	・未納がない旨の証明書 (納税証明書 その3の3) ・写し可

- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手

続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第7条に規定する暴力団関係事業者に該当する者でないこと。
- (6) 事業協同組合等の組合と当該組合員とが同時に参加していないこと。

5 スケジュール

- (1) 公募開始・・・・・・・・・・・・・・・・令和6年9月17日（火）
- (2) 質問受付・・・・・・・・令和6年9月17日（火）～令和6年9月24日（火）
- (3) 参加意向申出書・資格審査関係書類提出期限・・・・・・・・令和6年10月1日（火）
- (4) 企画提案書等提出期限・・・・・・・・令和6年10月7日（月）
- (5) プレゼンテーション審査・・・・・・・・令和6年10月15日（火）
- (6) 結果通知・・・・・・・・・・・・・・・・令和6年10月中旬（予定）
- (7) 契約締結・・・・・・・・・・・・・・・・令和6年10月中旬（予定）

6 参加意向申出書・資格審査関係書類の提出

(1) 提出書類

ア 参加意向申出書（様式1） 1部

イ 資格審査関係書類 1式

※ 4(1)に示す資格者以外で、所定の審査を経る必要のある者が対象

(2) 提出期限

令和6年10月1日（火）17時00分必着

(3) 提出方法

下記「14 問い合わせ先」あて郵送または持参

※ 郵送の場合は、送付後に到達を確認すること。

※ 直接提出する場合は、平日の9時00分～17時00分に持参すること。

7 企画提案を求める事項

仕様書を確認の上、以下の項目を盛り込み提案すること。

(1) 業務実施体制及びスケジュール

ア 本業務における実施体制（総括責任者、業務従事予定者一覧、体制図、従事者の実績・専門性等）及びスケジュール

(2) オリジナル企画

ア オリジナル企画の概要、コンセプト、キャッチコピー、デザイン、グラフィック等

イ 広告等を活用する場合、実施する媒体、場所、期間、回数等の具体的な手法

ウ 目的達成に向けて当該企画が効果的であると見込む理由

エ 新しいアイデアやオリジナリティがある点と考えるポイント

- (3) PR イベントの企画及び運営
 - ア イベントの企画概要・広報手法
 - イ 札幌の魅力を伝えるポイント
- (4) メディアリレーション及びパブリシティの獲得
 - ア 露出機会（周知範囲、長さ、回数など）の見込み・効果
- (5) 独自提案（提案は必須ではないが、加点要素とする）
- (6) 成果指標及び目標
- (7) 積算書

8 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類
 - ア 企画提案書及び積算書（様式自由、A4、両面使用）
 - (ア) 表紙に提案者の団体名称を記載したもの 1部
 - (イ) 提案者を特定可能な情報が記載されていないもの 10部
 - イ 上記ア(イ)のPDFデータ（CD又はDVD） 1部
- (2) 留意事項
 - ア 企画提案書は、具体性をもって簡潔かつ明瞭に記載することとし、両面印刷で最大10ページ程度（表紙及び目次を除く。）とすること。
 - イ 提出にあたっては、一式をクリップで留め、特別な製本は行わないこと。
 - ウ 積算書は具体的な積算内訳がわかるように記載すること。なお、本積算額は企画書が選定された提案者との契約額を確定するものではない。
- (3) 提出期限
 - 令和6年10月7日（月）17時00分必着
- (4) 提出方法
 - 下記「14 各書類の提出先・問い合わせ先」あて郵送または持参
 - ※ 郵送の場合は、送付後に到達を確認すること。
 - ※ 直接提出する場合は、平日の9時00分～17時00分に持参すること。

9 質問及び回答方法

- (1) 質問方法
 - 質問がある場合は、質問受付期間内に所定の質問書（様式2）に質問の要旨を記入し、下記「14 各書類の提出先・問い合わせ先」あてに電子メールで送信すること。
 - タイトルは「首都圏シティプロモーション業務 質問書」とすること。
- (2) 質問書提出期限
 - 令和6年9月24日（火）17時00分必着
- (3) 質問に対する回答方法
 - 質問者に随時回答するほか、原則ホームページで公表する（質問者名は公表しない）。

10 契約候補者の選定

(1) 企画競争実施委員会

業務委託契約の契約候補者選定のため、「冬をテーマにした札幌暮らしプロモーション業務企画競争実施委員会」（以下「実施委員会」という。）を設置し審査を行う。

(2) 選定方法

本市の指定する日程（「5 スケジュール」に記載。時間は後日連絡）に、企画提案事業者によるプレゼンテーション及び委員によるヒアリングを実施し、最も優れた1社を選定する。

なお、企画提案数が6社以上となった場合は、下記(4)オの審査基準により、委員による書類選考を行い、プレゼンテーションに参加する上位5社までの企画提案を選定する。

(3) 実施場所

札幌市東京事務所会議室（下記「14 各書類の提出先・問い合わせ先」を参照）

(4) 実施方法

ア 出席者は3人以内とする。

イ 持ち時間は25分（説明15分、質疑10分）程度とし、本市の指定した時刻から順次行う。

ウ プレゼンテーション及びヒアリングに出席しない事業者の提案は無効とする。

エ 事前に提出された企画提案書に基づいてプレゼンテーションを行うものとし、当日の資料追加及びプロジェクター・パソコン等の使用は認めない。

オ 審査は別添2「評価基準表」による総合点数方式とし、想定する事業費の範囲内で、実施委員会委員の評価の合計点数が最も高い参加者を契約候補者とする。また、最低基準点を満点の6割以上とし、最低基準点に満たない場合は、契約候補者とししない。

(5) 審査結果

ア 通知

契約候補者の決定後、速やかに参加者全員に文書で通知する。

イ 審査の評価結果に係る疑義の申し立て

企画提案者は、自らの評価に疑義があるときは、選定結果の通知を受けた日の翌日から起算して3日（札幌市の休日を定める条例（平成2年条例第23号）に規定する休日を除く。

以下同じ。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申し立てを行うことができる。

(6) その他

ア 参加者が1社となった場合でも、最低基準点を超えた場合は契約候補者とする。

イ 合計得点が同点の場合、委員全員の協議により契約候補者を選定する。

11 参加資格の喪失

本公募型企画競争において、企画提案者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定するまで（契約候補者にあつては契約を締結するまで）において、次のいずれかに該当するときは、提出された企画提案に関する評価は行わず、又は契約候補者としての選定を取り消すこととする。

(1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき

(2) 提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき

(3) 不正な利益を図る目的で実施委員会の委員等と接触し、又は利害関係を有することとなつ

たとき

12 失格事項

以下のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本提案説明書及び各様式にて定めた内容に適合しなかった者
- (2) 審査の公平性を害する行為を行った者
- (3) その他、本提案説明書等に定める手続き、方法等を遵守しない

13 その他の注意事項

- (1) 本企画競争に係る一切の費用については、企画提案者の負担とする。
- (2) 業務従事者一覧に記載された総括責任者は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、変更することができない。
- (3) 提出期限後の企画書の提出、再提出、差し替えは認めない。
- (4) 提出された企画書は返却しない。
- (5) 提出された企画案その他本企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例（平成 11 年条例第 41 号）に基づき公開請求があったときは、同条例の定めにより公開する場合がある。
- (6) 企画書の著作権は、提案者に帰属する。
- (7) 企画提案者は、札幌市に対し、企画提案者が企画を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (8) 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、企画提案者は、事故の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ札幌市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

14 各書類の提出先・問い合わせ先

〒100-0006 東京都千代田区有楽町 2 丁目 10 番 1 号 東京交通会館 3 階

札幌市東京事務所 シティセールス担当課 担当：工藤、小村

TEL:03-3216-5090

Email:tokyo-citypr@city.sapporo.jp